

工業所有権侵害事例・判例集(マレーシア)

データ作成機関	日本貿易振興機構
データ公開日(判れば)／更新日	2000年3月
主な項目	<p>「Memo Plus」商標事件</p> <p>「スコッチウイスキー」品質表示事件</p> <p>「空飛ぶ馬」商標事件</p> <p>「Made in Japan」取引表示事件</p> <p>「Lion」表示事件</p>
サブ項目	<p>商標-パッキング・オフ-不実表示-表示名称-被告だけでなく、原告の商品も独創的かつ適切に表示されているかどうか-商標が二次的な意味を取得しているかどうか。</p> <p>商標-パッキング・オフ-不実表示-ラベル上の成分表示-製品は他の成分の他にスコッチウイスキーを含む-ラベルはスコッチウイスキー成分を強調-不実表示の有無-スコッチウイスキーの営業権や評判に損害を与えた可能性-スコッチウイスキーの販売量に直接的損害を及ぼしたかどうかを証明しなければならない。</p> <p>商標-登録商標-権利侵害の訴訟-非常に良く似た商標-状況は1976年の商標法(Trade Mark Act)の35(2)、40(1)の範囲に入るのかどうか。</p> <p>商標-取引表示-虚偽の取引表示-機械没収-虚偽の取引表示使用で被控訴人が有罪を申し立て-1972年の取引表示法(Trade Descriptions Act)32(2)のもとで機械の没収は必要かどうか-機械が訴訟係争物だったかどうか、あるいは違法行為の遂行に用いられたかどうか。</p> <p>商標-商標表示-被控訴人の「Double Axe」ブランドのスチールウール製品に関連して承認された取引表示命令-上訴人の「Lion」ブランドのスチールウール製品は取引表示命令において虚偽の取引表示だったのかどうか-取引表示命令は虚偽の取引表示の決定的な証拠だったのか-1972年の取引表示法(Trade Description Act)s.16(3)-購入者が上訴人の製品を被控訴人の製品と間違えるかどうか-当該製品の購入者に対して「general recollection test」を実施するかどうか。</p>
特記事項	
URL	http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/my/ip/pdf/2000_han.pdf